

佐賀県産ブランドいちご「いちごさん」

情報発信委託業務仕様書

1 目的

佐賀県では、2018年度に本県からデビューした「いちごさん」の知名度や認知度の向上及びプレミアムイメージを醸成するため、「いちごさん」の特長や魅力を伝える取組を行ってきた。今回の委託業務では、2021年度から5年間行ってきた飲食店コラボ企画「いちごさんどう」を進化させて実施することで、「いちごさん」が日本を代表する「美味しいプレミアムいちご」としてのイメージを醸成し、青果売り場で「いちごさん」を購入してもらえようファンの獲得・定着を目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

3 事業目的の整理

本業務は、以下の目的達成のために行うものとする。

- ・ メディアへの露出や SNS での拡散を通じた「いちごさん」の認知度向上
- ・ プレミアムイメージの醸成と定着化
- ・ 「いちごさん」の特徴や魅力の発信

(1) 「いちごさん」の特徴

- ・ 濃赤色で形の整った綺麗な果実
- ・ 果汁が滴り綺麗に染まった断面
- ・ 甘さと酸味のバランスがとれたジューシーさ

(2) 実現したい姿

- ・ 日本を代表する「美味しいプレミアムいちご」として、トップブランドとなる。
- ・ 青果売り場で「いちごさん」を購入するファンの獲得と定着を目指す。

(3) ターゲット

- ・ 購入ターゲットは幅広いが、理想的な顧客像はいちご好きの子離れ富裕層女性。
また、認知度向上のために情報拡散が期待できる情報やトレンドに敏感な 20 代 30 代女性もターゲットとする。

4 委託業務の内容

(1) 消費者向け飲食店コラボ企画

2021年度から5年間実施してきた表参道での飲食店コラボ企画「いちごさんどう」の実施をとおして、「いちごさん」の認知拡大を図る。委託内容は下記のとおりとする。

(ア) 「いちごさんどう」企画（最低12社）

- ・ 展開エリアは、東京都内を基本とする
- ・ 企画に必要な資材等を制作すること
- ・ 実施時期は、令和8年12月から令和9年3月までの4か月間

- ・実施店舗は令和8年1月以降途切れることのないこと
- ・1月15日の前後1週間に集中的なプロモーションを行うこと
- ・令和9年1月～2月頃に、在京キー局のTV番組で本企画が取り上げられるよう努めること
- ・令和8年12月からメディアプロモートを行い、12月中のメディア露出を図ること
- ※「いちごさん」の入手可能時期は12月以降となる
- ・最低12社の有名飲食店に「いちごさん」を使ったスイーツ等メニューを提供してもらうこと
- ・参加店は県と協議のうえ選定する。店舗の選定は以下を参考とすること。
 - ブランド力のある店舗であること
 - テレビで取り上げられたことがあるなど注目されていること
 - メニューの単価が高いこと、店内装飾に高級感があること
 - 公式SNSのフォロワーが多いなど、情報発信力が高い店舗であること
- ・飲食店の所在エリアは表参道エリアを基本とする
- ・過去コラボ実績がある飲食店を選定してもいいが、新規店舗を最低4社は選定すること
- ・表参道の店舗を核に、系列店などでの横展開を検討すること(12社に含まない。)
- ・メディアが取り上げたいようなメニューを考案すること
- ・県から店舗を提案することもありうる
- ・過去5年間の実績以外の新たな取組を積極的に提案すること

(イ) (ア)の企画と連動した広報及びPR企画

- ・上記飲食店コラボ全体を盛り上げ、飲食店コラボ企画の認知度を向上させる広報及びPR企画を実施すること
- ・飲食店コラボ企画の広報として、表参道メインストリートのフラッグ広告などによる広報を実施すること
- ・「いちごの日」である1月15日前に知事や関係者が参加するイベントを実施すること
- ・WEB・SNSとリアル店舗を組み合わせ、相乗効果を狙うこと
- ・「いちごさん」の加工品や「いちごさん」の青果の購入に結び付く仕組みを入れること
- ・企画に必要な資材等を制作すること
- ・次に示す成果目標を達成できるような話題性のある企画であること

(ウ)成果目標

以下のメディアへの露出件数を成果目標とする。

※成果目標を達成できるような首都圏、福岡県、佐賀県内のメディアに対するプロモート活動や各イベント等のリリースや取材誘致を行うこと

TV またはラジオ 5 件(情報バラエティ番組 10 分以上、在京キー局 2 番組以上)、紙媒体 10 件、雑誌 1 件、Web250 件、SNS アカウントリーチ数7万件以上

(2) Web サイトの運用と SNS との連携による情報発信

一般の消費者に、「いちごさん」を知ってもらい購入促進につなげるために、既存の「いちごさん」専用 Web サイトの運用と新規コンテンツの追加等を行うとともに、SNS(インスタグラム等)の運用と

Web サイトとの連携を通じて、(1)のプロモーション企画を含む効果的な情報発信を実施する。なお、Web サイトや SNS の世界観は、既存の Web サイトの世界観に合わせる。委託内容は以下のとおり。

○「いちごさん」専用 Web サイト

<https://www.saga-ichigosan.jp/>

○「いちごさん」公式インスタグラム

@ichigosan_saga

(ア) 委託内容

- ① Web サイトの保守(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)
 - ・年1回程度のウェブサイトにおける稼働ログ・アクセスログの解析
- ② Web サイトの改訂・新規コンテンツの追加
 - ・イベント情報及び店舗情報の更新(随時更新)
 - ・新規コンテンツの追加
- ③ SNS を活用した情報発信
 - ・SNS(インスタグラム等)と Web サイトとの連携
 - ・SNS(インスタグラム等)更新用の各イベント・フェア等の写真撮影
 - ・SNS(インスタグラム等)更新用に、上記イベントの写真の他に「いちごさん」を紹介する写真撮影及び文章の作成
 - ・インフルエンサーを起用するなど、フォロワー以外のターゲットにも拡散させること。
 - ・令和8年12月から令和9年3月までの期間は、1週間に3件以上投稿すること。上記期間中のいいね数計10,000件獲得を目標とする。

(イ) 運用要件

- ・システムを運用するにあたり必要となる機器(サーバ等)、ソフトウェア等については、すべて受託者が準備すること。
- ・システムは期間中24時間稼働するようにすること。
- ・システム運用等に係る事案等が生じた場合は、調査を行い、結果を報告すること。
- ・システム、サーバ、ネットワークや機器等の障害が発生した場合は、即時復旧作業を行うこと。また、復旧作業後、障害が発生した原因を県に報告すること。
- ・システムを構成する機器等へのウイルス、セキュリティ対策については、佐賀県情報セキュリティポリシーに準拠したシステムとし、不正アクセス・コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、安全性・信頼性を確保すること。

5 成果物

受託者は、次に掲げるものを、別途指示する納入期限までに提出すること。

- (1) 実績報告書(1部) ※電子データまたはPDFも提出すること
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 委託料

30,000千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

7 委託料の支払い

前金払・完了払

8 その他留意事項等

- (1) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、本仕様書に記載のない事項であっても、県と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、関係者と連絡を密にすること。
- (2) 「いちごさん」のブランドイメージや世界観を守ること。
※「いちごさん」専用 Web サイト「<https://www.saga-ichigosan.jp/>」参照
- (3) 「いちごさん」の仕入れにかかる代金および送料は受託者負担とする。
- (4) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。
- (6) 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (7) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第 57 号）等の各種法令及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者との協議の上、決定するものとする。なお、仕様を変更する必要があるときは、県と受託者との協議の上、変更することができるものとする。